

接続約款変更届出書

令和4年12月27日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

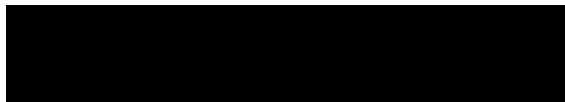
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年1月4日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧																								
<p>(標準的な接続箇所)</p> <p>第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">標準的な接続箇所</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 中継交換機の伝送装置</td> <td>中継交換機間伝送路設備の間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ</td> </tr> <tr> <td>(2) 直収パケット交換機の接続装置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>料金表第1表（接続料金）第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</td> <td>ア <u>00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	標準的な接続箇所	内 容	(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機間伝送路設備の間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ	(2) 直収パケット交換機の接続装置	(略)	網使用料の適用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	ア <u>00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。	<p>(標準的な接続箇所)</p> <p>第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">標準的な接続箇所</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 中継交換機の伝送装置</td> <td>中継交換機を<u>設置する通信用建物内</u>の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ</td> </tr> <tr> <td>(2) 直収パケット交換機の接続装置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1 網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>料金表第1表（接続料金）第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u></td> <td><u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u> <u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、</u></td> </tr> </tbody> </table>	標準的な接続箇所	内 容	(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機を <u>設置する通信用建物内</u> の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ	(2) 直収パケット交換機の接続装置	(略)	網使用料の適用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u> <u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、</u>
標準的な接続箇所	内 容																								
(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機間伝送路設備の間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ																								
(2) 直収パケット交換機の接続装置	(略)																								
網使用料の適用																									
(1) 網使用料の適用対象	(略)																								
(2) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	ア <u>00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。																								
標準的な接続箇所	内 容																								
(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機を <u>設置する通信用建物内</u> の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ																								
(2) 直収パケット交換機の接続装置	(略)																								
網使用料の適用																									
(1) 網使用料の適用対象	(略)																								
(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u> <u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、</u>																								

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>187,960円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを 超える1Mbpsご とに	<u>18,796円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用し	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

	<u>本機能に係る費用の支払いを要しません。</u>
(3) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps のもの</u>	<u>238,740円</u>	<u>月額</u>
		<u>(イ) 10Mbpsを 超える1Mbpsご とに</u>	<u>23,874円</u>	<u>月額</u>
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>219,225円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを 超える1Mbpsご とに	<u>21,922円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用し	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)

(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	ます。 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	ます。			
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps のもの</u>	<u>238,740 円</u>	<u>月額</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに</u>	<u>23,874 円</u>	<u>月額</u>
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>187,960 円</u>	月額	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>219,225 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>18,796 円</u>	月額		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>21,922 円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	
(3) MVNO 回線 管理機能	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>90 円</u>	<u>月額</u>
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>92 円</u>	月額	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>80 円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用し	(略)	(略)	(略)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用し	(略)	(略)	(略)

	ます。 令和5年4月1日 から令和6年3月31日 までの間に限り適用 します。	(略)	(略)	(略)		ます。 令和5年4月1日 から令和6年3月31日 までの間に限り適用 します。	(略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日 から令和7年3月31日 までの間に限り適用 します。	(略)	(略)	(略)		令和6年4月1日 から令和7年3月31日 までの間に限り適用 します。	(略)	(略)	(略)

別表2 接続形態	別表2 接続形態
1 適用	1 適用
<u>(別添1)</u>	<u>(別添2)</u>
2 接続形態表	2 接続形態表
<u>(別添3)(別添4)</u>	<u>(別添5)</u>
附則	附則
(略)	(略)
<u>附 則(令和4年12月23日 MKS2212210008860001)</u>	
<u>(実施期日)</u>	
<u>この改正規定は、令和5年1月4日から実施します。</u>	

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

	<p>サ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限りです。</p> <p>(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</p> <p>(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき</p>
--	---

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

	<p>サ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限りです。</p> <p>(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</p> <p>(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき</p>
--	---

2-1 2-2の場合以外の接続形態表

項番	第1表				第2表				第3表				網使用料支払事業者	適用	備考	
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者							
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者		
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-1	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-2	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-3	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-2-4	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-5	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-6	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-3-1	当社	中継				PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-3-2	当社					PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-4-1	当社					国際	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(c)
2-1-1	携帯					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-2-1	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
2-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
2-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-2-17	地域	中継	携帯(1)	携帯(2)		当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
3-2-1	当社					地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社			-	
3-2-2	当社	中継				地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社	着信	地域	-	
4-2-1	地域	中継				当社	発信-着信	地域	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
4-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)	着信	当社	発信-着信	中継(2)			-	
4-2-3	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	地域			-	
4-2-4	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-	
4-2-5	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	
4-2-6	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-	
4-2-7	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	
4-2-8	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	SCP			-	
A-2-2	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(a)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-3	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-4	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-5	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-6	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-7	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP		SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-8	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	地域		SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-9	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社及び地域		地域	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-10	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域	(a)	着信者に課金する場合に限り
A-2-11	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-12	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-13	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社		中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-14	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社		中継	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-15	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	地域		中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-16	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継		中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-17	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び地域		中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-18	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継		中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-19	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社		中継(1)		0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-20	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社		中継(1)	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-21	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)		着信者に課金する場合に限り
A-2-22	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)		着信者に課金する場合に限り
A-2-23	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)	(a)	第3表の中継(1)は、中継(1)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考		
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者							網使用料支払事業者	
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
A-2-24	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社及び中継(1)			中継(1)		0A0B発信課金接続機能を利用する場合に限りです
A-2-25	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)		
A-2-26	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(b)	0A0B発信課金接続機能を利用する場合に限りです
A-2-27	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	地域			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-28	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです 第3表の中継(2)は、中継(2)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-29	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-30	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	着信者に課金する場合に限りです
A-2-31	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-32	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	SCP			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-33	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-34	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです 第3表の中継(3)は、中継(3)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-35	当社	中継				地域	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-36	当社	中継				地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限りです 第3表のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-4-1	当社					国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りです
A-4-2	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りです
A-4-3	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りです
A-4-4	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(c)	国際呼に限りです
A-4-5	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		国際呼に限りです
A-4-6	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		国際呼に限りです
A-4-7	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	国際呼に限りです
A-4-8	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(c)	国際呼に限りです
A-4-9	当社	中継				国際	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		国際呼に限りです
A-4-10	当社	中継				国際	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(c)	国際呼に限りです
A-5-1	当社					MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(d)	
B-1-1	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)	
B-1-2	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯		
B-1-3	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信-着信	携帯(1)			発信-着信	携帯(1)			携帯(1)		
B-1-5	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信	携帯(1)	経由1-着信	携帯(2)	発信	携帯(2)	経由1-着信	携帯(2)	携帯(2)		
B-2-1	地域					当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-4	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継		
B-2-5	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		
B-2-6	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-7	地域	中継				当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-8	地域	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-9	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-10	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-11	地域	中継				当社	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-12	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-13	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-15	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-16	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		

項番	第1表 発信事業者				第2表 着信事業者				第3表 利用者料金設定事業者				第4表 利用者料金請求事業者				適用	備考
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者	網使用料支払事業者			
B-2-23	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)		
B-2-24	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-25	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-26	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)		
B-2-27	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-33	地域	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)		
B-2-34	地域	PHS	中継			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-35	地域	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)		
B-2-36	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-37	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A			
B-2-40	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-41	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-43	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-44	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-46	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-47	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-48	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-49	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-50	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-56	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-57	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-58	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-59	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-60	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
B-2-63	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			-			
B-2-64	地域	中継	当社			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域			
B-2-65	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域			
B-2-66	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域			
B-2-67	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域			
B-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS			
B-3-2	PHS	携帯				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS			
B-3-5	PHS					当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS			
B-4-1	国際					当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
B-4-2	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
B-4-3	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす	
B-4-4	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	(c)	国際呼に限りす	
B-4-5	国際	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		国際呼に限りす	
B-4-8	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす	
B-4-9	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
B-4-10	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		国際呼に限りす	
B-4-11	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継(1)		国際呼に限りす	
B-4-14	国際	PHS	中継			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす	
B-4-15	国際	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(a)	国際呼に限りす	
B-4-16	国際	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす	
B-4-18	国際	当社(1)				当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
B-4-19	国際	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
C-2-1	地域	当社				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
C-2-4	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			

項番	第1表 経由事業者					第2表 利用者料金設定事業者					第3表 利用者料金請求事業者				第4表	適用	備考
	発信事業者 発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信事業者 着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者	網使用料支払事業者		
C-2-5	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	地域			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-6	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-7	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-11	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-28	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		第3表(料金回収事業者)のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
C-2-29	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
C-4-1	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
C-4-2	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
C-4-3	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
C-4-4	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
C-4-5	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		国際呼に限りす
C-4-7	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
D-2-4	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)		
D-2-5	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-7	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-9	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
D-2-10	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(1)			発信-着信	中継A(1)			中継A(1)		
D-2-11	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(2)			発信-着信	中継A(2)			中継A(2)		
D-2-12	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	PHS			発信-着信	SCP			PHS		
D-2-13	地域	当社	中継			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
D-2-14	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A		
D-2-15	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-16	地域(発)	当社				地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)		
D-3-1	PHS	中継	当社			地域	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
D-4-1	国際	中継	当社			地域	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
D-4-2	国際	当社	中継			PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
D-4-3	国際	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす

2-2 対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態

項番	第1表		第2表	第3表	第4表
	発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	当社	協定事業者	当社	当社	二
2	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者	協定事業者
3	当社	協定事業者	協定事業者	当社	協定事業者
4	協定事業者	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考	
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者			網使用料支払事業者				
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者		
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-1	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-2	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-3	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-2-4	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-5	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-2-6	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-3-1	当社	中継				PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
1-3-2	当社					PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
1-4-1	当社					国際	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(c)
2-1-1	携帯					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-2-1	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
2-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
2-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-2-17	地域	中継	携帯(1)	携帯(2)		当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)
2-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	
3-2-1	当社					地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社			-	
3-2-2	当社	中継				地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社	着信	地域	-	
4-2-1	地域	中継				当社	発信-着信	地域	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
4-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)	着信	当社	発信-着信	中継(2)			-	
4-2-3	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	地域			-	
4-2-4	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-	
4-2-5	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	
4-2-6	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-	
4-2-7	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-	
4-2-8	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	SCP			-	
A-2-2	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(a)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-3	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-4	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-5	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-6	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-7	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP		SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-8	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	地域		SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-9	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社及び地域		地域	(a)・(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-10	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域	(a)	着信者に課金する場合に限り
A-2-11	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域		地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-12	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社		地域	(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-13	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社		中継	(a)・(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-14	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社		中継	(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-15	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	地域		中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-16	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継		中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-17	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び地域		中継	(a)・(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-18	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継		中継	(a)・(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-19	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社		中継(1)		0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-20	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社		中継(1)	(b)	0A00発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-21	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)		着信者に課金する場合に限り
A-2-22	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)		着信者に課金する場合に限り
A-2-23	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)		中継(1)	(a)	第3表の中継(1)は、中継(1)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考		
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者							網使用料支払事業者	
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
A-2-24	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社及び中継(1)			中継(1)		0A0B発信課金接続機能を利用する場合に限りです
A-2-25	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)		
A-2-26	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(b)	0A0B発信課金接続機能を利用する場合に限りです
A-2-27	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	地域			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-28	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです 第3表の中継(2)は、中継(2)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-29	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-30	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	着信者に課金する場合に限りです
A-2-31	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-32	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	SCP			中継(2)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-33	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-34	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限りです 第3表の中継(3)は、中継(3)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-35	当社	中継				地域	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		着信者に課金する場合に限りです
A-2-36	当社	中継				地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限りです 第3表のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-4-1	当社					国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りです
A-4-2	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りです
A-4-3	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りです
A-4-4	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(c)	国際呼に限りです
A-4-5	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		国際呼に限りです
A-4-6	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		国際呼に限りです
A-4-7	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	国際呼に限りです
A-4-8	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(c)	国際呼に限りです
A-4-9	当社	中継				国際	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		国際呼に限りです
A-4-10	当社	中継				国際	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(c)	国際呼に限りです
A-5-1	当社					MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(d)	
B-1-1	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)	
B-1-2	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯		
B-1-3	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信-着信	携帯(1)			発信-着信	携帯(1)			携帯(1)		
B-1-5	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信	携帯(1)	経由1-着信	携帯(2)	発信	携帯(2)	経由1-着信	携帯(2)	携帯(2)		
B-2-1	地域					当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-4	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継		
B-2-5	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		
B-2-6	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-7	地域	中継				当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-8	地域	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-9	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-10	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-11	地域	中継				当社	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-12	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-13	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-15	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
B-2-16	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考		
	発信事業者	經由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者			網使用料支払事業者					
	発信	經由1	經由2	經由3	經由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
B-2-23	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-24	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-25	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-26	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-27	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-33	地域	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-34	地域	PHS	中継			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-35	地域	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-36	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-37	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A		
B-2-40	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-41	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-43	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-44	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-46	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-47	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-48	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-49	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-50	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-56	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-57	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-58	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-59	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-60	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-63	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			-		
B-2-64	地域	中継	当社			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-65	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-66	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-67	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-2	PHS	携帯				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-5	PHS					当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-4-1	国際					当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-2	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-3	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-4	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	(c)	国際呼に限りす
B-4-5	国際	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		国際呼に限りす
B-4-8	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-9	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-10	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		国際呼に限りす
B-4-11	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継(1)		国際呼に限りす
B-4-14	国際	PHS	中継			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-15	国際	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(a)	国際呼に限りす
B-4-16	国際	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-18	国際	当社(1)				当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-19	国際	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
C-2-1	地域	当社	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-2-4	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		

項番	第1表 経由事業者				第2表 利用者料金設定事業者				第3表 利用者料金請求事業者				第4表	適用	備考	
	発信事業者 発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信事業者 着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B			設定者
C-2-5	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	地域			中継	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-6	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-7	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-11	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
C-2-28	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域	第3表(料金回収事業者)のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
C-2-29	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域	
C-4-1	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りす
C-4-2	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りす
C-4-3	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りす
C-4-4	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りす
C-4-5	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	国際呼に限りす
C-4-7	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りす
D-2-4	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	
D-2-5	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-7	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-9	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
D-2-10	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(1)			発信-着信	中継A(1)			中継A(1)	
D-2-11	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(2)			発信-着信	中継A(2)			中継A(2)	
D-2-12	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	PHS			発信-着信	SCP			PHS	
D-2-13	地域	当社	中継			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
D-2-14	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A	
D-2-15	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
D-2-16	地域(発)	当社				地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	
D-3-1	PHS	中継	当社			地域	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS	
D-4-1	国際	中継	当社			地域	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りす
D-4-2	国際	当社	中継			PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りす
D-4-3	国際	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りす

技術的条件集新旧対照表

新	旧
目次	目次
技術的条件集	技術的条件集
第1章 通則	第1章 通則
第1条 用語の定義…………… 技-1	第1条 用語の定義…………… 技-1
第2条 標準的な接続箇所…………… 技-3	第2条 標準的な接続箇所…………… 技-3
第3条 相互接続呼の接続条件…………… 技-3	第3条 相互接続呼の接続条件…………… 技-3
第2章 形態別接続条件	第2章 形態別接続条件
第1節 対移動体事業者接続用インタフェース	第1節 対移動体事業者接続用インタフェース
第4条 網構成…………… 技-4	第4条 網構成…………… 技-4
第5条 接続方式…………… 技-4	第5条 接続方式…………… 技-4
第6条 信号方式…………… 技-4	第6条 信号方式…………… 技-4
第7条 接続シーケンス…………… 技-7	第7条 接続シーケンス…………… 技-7
第8条 輻輳制御方式…………… 技-7	第8条 輻輳制御方式…………… 技-7
第9条 伝送装置間インタフェース…………… 技-7	第9条 伝送装置間インタフェース…………… 技-7
第10条 その他接続に必要な事項…………… 技-7	第10条 その他接続に必要な事項…………… 技-7
第2節 対地域/国際事業者接続用インタフェース	第2節 対地域/国際事業者接続用インタフェース
第11条 網構成…………… 技-8	第11条 網構成…………… 技-8
第12条 接続方式…………… 技-8	第12条 接続方式…………… 技-8
第13条 信号方式…………… 技-8	第13条 信号方式…………… 技-8
第14条 接続シーケンス…………… 技-11	第14条 接続シーケンス…………… 技-11
第15条 輻輳制御方式…………… 技-11	第15条 輻輳制御方式…………… 技-11
第16条 伝送装置間インタフェース…………… 技-11	第16条 伝送装置間インタフェース…………… 技-11
第17条 その他接続に必要な事項…………… 技-11	第17条 その他接続に必要な事項…………… 技-11

第3節 対移動体事業者SMS接続用インタフェース

第18条	網構成	技-12
第19条	接続方式	技-12
第20条	信号方式	技-12
第21条	接続シーケンス	技-12
第22条	伝送装置間インタフェース	技-12
第23条	その他接続に必要な事項	技-12

第4節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース

第24条	網構成	技-13
第25条	接続方式	技-13
第26条	その他接続に必要な事項	技-13

第5節 対移動体事業者IP接続用インタフェース

第27条	網構成	技-14
第28条	接続方式	技-14
第29条	その他接続に必要な事項	技-14

第6節 対地域/国際事業者IP接続用インタフェース

第30条	網構成	技-15
第31条	接続方式	技-15
第32条	その他接続に必要な事項	技-15

技術的条件集別表

別表 A 対移動体事業者接続用インタフェース仕様

別表 A-1	接続条件	技別 A1-1
別表 A-2	MTP 仕様	技別 A2-1
別表 A-3	ISUP 仕様	技別 A3-1
別表 A-4	接続シーケンス	技別 A4-1

別表 B 対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様

別表 B-1	接続条件	技別 B1-1
別表 B-2	MTP 仕様	技別 B2-1

第3節 対移動体事業者SMS接続用インタフェース

第18条	網構成	技-12
第19条	接続方式	技-12
第20条	信号方式	技-12
第21条	接続シーケンス	技-12
第22条	伝送装置間インタフェース	技-12
第23条	その他接続に必要な事項	技-12

第4節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース

第24条	網構成	技-13
第25条	接続方式	技-13
第26条	その他接続に必要な事項	技-13

第5節 対移動体事業者IP接続用インタフェース

第27条	網構成	技-14
第28条	接続方式	技-14
第29条	その他接続に必要な事項	技-14

技術的条件集別表

別表 A 対移動体事業者接続用インタフェース仕様

別表 A-1	接続条件	技別 A1-1
別表 A-2	MTP 仕様	技別 A2-1
別表 A-3	ISUP 仕様	技別 A3-1
別表 A-4	接続シーケンス	技別 A4-1

別表 B 対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様

別表 B-1	接続条件	技別 B1-1
別表 B-2	MTP 仕様	技別 B2-1

別表 B-3 ISUP 仕様	技別 B3-1	別表 B-3 ISUP 仕様	技別 B3-1
別表 B-4 接続シーケンス	技別 B4-1	別表 B-4 接続シーケンス	技別 B4-1
別表 C 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース仕様		別表 C 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース仕様	
別表 C-1 制御プロトコル仕様	技別 C1-1	別表 C-1 制御プロトコル仕様	技別 C1-1
別表 C-2 接続条件	技別 C2-1	別表 C-2 接続条件	技別 C2-1
別表 C-3 接続シーケンス	技別 C3-1	別表 C-3 接続シーケンス	技別 C3-1
別表 D 伝送装置間インタフェース仕様		別表 D 伝送装置間インタフェース仕様	
別表 E 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 L2 接続		別表 E 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様 L2 接続	
別表 F 対移動体事業者 IP 接続用インタフェース仕様		別表 F 対移動体事業者 IP 接続用インタフェース仕様	
別表 F-1 接続条件	技別 F1-1	別表 F-1 接続条件	技別 F1-1
別表 F-2 SIP 仕様	技別 F2-1	別表 F-2 SIP 仕様	技別 F2-1
別表 F-3 DNS 仕様	技別 F3-1	別表 F-3 DNS 仕様	技別 F3-1
別表 F-4 ENUM 仕様	技別 F4-1	別表 F-4 ENUM 仕様	技別 F4-1
別表 F-5 接続シーケンス	技別 F5-1	別表 F-5 接続シーケンス	技別 F5-1
別表 G 対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェース仕様			
別表 G-1 接続条件	技別 G1-1		
別表 G-2 SIP 仕様	技別 G2-1		
別表 G-3 DNS 仕様	技別 G3-1		
別表 G-4 ENUM 仕様	技別 G4-1		

(標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

No	標準的な接続箇所	技術的条件
1	中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章 第1節、第2節、第3節、第5節、第6節に規定するところによる。
2	直取パケット交換機の接続装置	技術的条件集第2章 第4節に規定するところによる。

第6節 対地域/国際事業者IP接続用インタフェース

(網構成)

第30条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に係わる構成は次の通りとする。

- (1) 当社の中継交換機と直接協定事業者の中継交換機との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める接続点単位に行うものとする。
- (2) 当社網と直接協定事業者網は、広域イーサネット等を介して接続され、相互接続点は繋ぐ機能POIビルの中間配線架内のパッチパネルとする。

(接続方式)

第31条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとする。

- (1) 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、IP接続方式を適用する。
- (2) 当社移動体網と直接協定事業者網との間の通信経路については、冗長構成をとることができる。
- (3) 当社移動体網との接続方式に関する詳細は、別表Gに定めるとおりとする。

(その他接続に必要な事項)

第32条 当社網と直接協定事業者網間で、その他接続に必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 直接協定事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。
- (2) 当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず、直接協定事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合があるが、当社は一切の責を負わない。

(標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

No	標準的な接続箇所	技術的条件
1	中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章 第1節、第2節、第3節、第5節に規定するところによる。
2	直取パケット交換機の接続装置	技術的条件集第2章 第4節に規定するところによる。

技術的条件集別表 G

対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェース仕様

技術的条件集別表 G-1

接続条件

G.1 概説

本別表は、当社網と直接協定事業者網間の接続条件(以下、「網間インタフェース」という。)について規定する。

G.1.1 規定範囲

本別表は、電気通信事業者間の相互接続を円滑に行うため、網間インタフェースに関わる接続条件について規定を行うものである。本別表は、基本サービス機能について規定している。

G.1.2 規定対象

本別表は、基本サービス機能に関わる網間インタフェースを規定しており、網間インタフェースは、SIP、ENUM 及び DNS に関わる事項を含む相互接続に必要な事項を規定対象としている。

G.1.3 番号方式

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は、電気通信番号規則(令和元年郵政省令第4号)を準用することとする。なお、直接協定事業者は、当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要する。

(ア) 分類3、7による当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号の基本構成は次のとおりとする。

<u>0A0</u>	+	<u>CDE</u>	+	<u>FGHJK</u>
サービス識別番号		事業者識別番号		接続番号

(イ) 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号の基本構成は次のとおりとする。

0 + ABCDE + FGHI
国内プレフィックス 事業者識別番号(市外局番+市内番号) 接続番号

(ウ) 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号の基本構成は次のとおりとする。

00X(Y) + X~X
事業者識別番号 接続番号(010から始まる番号も含む)

(エ) 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号の基本構成は次のとおりとする。

00XY + X~X
事業者識別番号 接続番号

(オ) 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号の基本構成は次のとおりとする。

0AB0 + DEF + GHI(K)
サービス番号 事業者識別番号 接続番号

(2) 発事業者網のダイヤル番号に関する機能

(ア) 番号の識別

発事業者網は原則として接続番号を識別した特別な処理は行わない。

(イ) 有効受信桁数

発事業者網は有効な受信桁数(最小受信桁数から最大受信桁数まで)の登録を可能とし、最小桁数に満たない場合、無効を検出した交換局でBT接続、トーキ接続、または切断処理とする。

G.1.4 接続条件

G.1.4.1 接続制御

(1) 基本的な接続機能

- ・ 当社網発信呼については、必要な接続制御を当社網で行う。
- ・ 当社網では、原則着事業者固有のサービスに対応するための発信制御は行わない。
- ・ 当社網に対する着信呼に関しては、原則として発事業者網側で接続制御を行うこととし、当社網での接続制御は行わない。従って規制が必要な場合は発事業者網側で行う。

(2) 付加的な接続機能

- ・ 付加サービスへの接続に関しては、原則として当社網発信の付加サービスは当社網で発信を制御し、当社網着信の付加サービスの場合は発事業者網側で接続を制御することとする。但し、当社網着信の付加サービスに関しては当社網で必要な接続制御を行う場合がある。

当社における網接続制御の考え方を表 G.1.4.1-1 と表 G.1.4.1-2 にまとめる。

表 G.1.4.1-1 当社網発信時の接続条件

接続番号	当社個別サービス条件	当社網	着信事業者網
接続協定を締結した事業者の番号	全事業者に提供	接続／迂回(注1)	接続
	特定事業者のみ提供	接続／規制(注2)	接続／規制(注3)
上記以外	—	規制	—

注 1: G.1.3 番号方式で定義された番号方式で、PSTN 接続を示す返答がされた場合は、技術的条件集 別表 B 対地域/国際事業者接続用インタフェース経由で接続とする。

注 2: 接続を行う特定事業者以外との接続を規制する。

注 3: 基本的に発側網で規制を行うが、当該網へ接続された時の処理を示す。

表 G.1.4.1-2 当社網着信時の接続条件

接続番号	当社個別サービス条件	発事業者網	当社網
定義された番号	全事業者に提供	接続／迂回(注 1)	接続
	特定事業者のみ提供	接続／規制(注 2)	接続／規制(注 3)
上記以外	—	規制	規制(注 3)

注 1: G.1.3 番号方式で定義された番号方式で PSTN 接続を示す返答がされた場合は、発事業者網側で技術的条件集 別表 B 対地域/国際事業者接続用インタフェース経由で接続とする。

注 2: 接続を行う特定事業者以外との接続を規制する。

注 3: 基本的に発側網で規制を行うが、当該網へ接続された時の処理を示す。

G.1.4.2 コーデックの条件

利用コーデックは G.711 μ -law(当社網で変換機能を具備)を基本とする。

G.1.5 当社網発信時のサービス接続条件

当社網発信時のサービス接続条件を表 G.1.5-1 に示す。

表 G1.5-1 当社網発信時のサービス接続条件

付加サービスの種類	接続条件	備考
着信転送	<input type="checkbox"/>	転送接続を許容する番号は限定される
発信者番号通知	<input type="radio"/>	
グループ通話	<input type="radio"/>	
Apple Watch モバイル通信サービス	<input type="radio"/>	
プリペイド	<input type="checkbox"/>	接続を許容する番号は限定される

凡例:○=全接続に提供, □=特定接続のみ提供

G.1.6 当社網着信時のサービス接続条件

当社着網時のサービス接続条件を表 G.1.6-1 に示す。

表 G.1.6-1 当社網着信時のサービス接続条件

付加サービスの種類	接続条件	備考
応答保留	○	
通話中保留	○	
留守番電話サービス	○	
割り込み通話	○	
着信拒否	○	
ナンバーブロック	○	
Apple Watch モバイル通信サービス	○	

凡例:○=全接続に提供, □=特定接続のみ提供

G.1.7 課金方式

基本的な呼の接続に関するユーザ課金方式及び事業者間料金精算方式について記述する。当社と接続事業者間の課金方式は、ここで述べる課金方式を原則とし、協議により決定する。

G.1.7.1 ユーザ課金方式

G.1.7.1.1 当社が発事業者の場合

(1) 当社が料金設定を行う場合

発ユーザから料金回収を行う。

(2) 当社が料金設定を行わない場合

発ユーザから料金回収は行わない。料金設定を行わない呼かの識別は SIP 信号

(Request-URI(接続番号))

より識別するものとし協議により決定する。

G.1.7.1.2 当社が着事業者の場合

(1)接続事業者が料金設定を行う場合

接続事業者側で発ユーザから料金回収を行う。

(2)当社が料金設定を行う場合

発ユーザから料金回収を行う。当社が料金設定を行う呼であるか否かを SIP 信号

(Request-URI(接続番号))より識別するものとする。

G.1.7.2 網使用料

当社および直接協定事業者は、網使用料の課金について、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 網使用料の課金開始・停止契機

開始契機:initial INVITE に対しての 200OK を着網より返された時

停止契機:bye が送信された時

(2) 網使用料の課金開始・停止契機

以下を除く全ての呼を精算対象とする。

- ① 試験呼
- ② 接続が完了しなかった呼

G.1.7.2.1 識別子(精算用 IOI)

当社と接続事業者との接続料の請求・照合には当社の識別が必要となることから、当社を識別する識別子(精算用 IOI)は以下の通りとする。

@ims.mnc020.mcc440.3gppnetwork.org

接続事業者を識別する識別子(精算用 IOI)は協議により決定する。

G.1.8 試験方式

当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方法は次のとおりとする。

G.1.8.1 基本的考え方

- (1) 予防保全、故障発生時の故障探索・修復確認及び増設時の機能確認等を目的とする。
- (2) それぞれの事業者の設備に係わる試験は設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他事業者の試験については原則として実施しない。但し、故障切り分け等のため、当社網と直接協定事業者網間は試験可能とする。
- (3) 試験は原則として隣接の事業者間で実施する。

G.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網と直接協定事業者網は、TrGW に自動応答トランク(AAT)機能を付与し、手動接続試験を行うこととする。

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 G.1.8.2-1 に示す。

表 G.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0 ^{※1} +CDE ^{※2} + 121	非課金	無し

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 当社が使用する番号

(イ) 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験の内容を表 G.5.2-2 に示す。

表 G.1.8.2-2 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
------	-----	--------	------	---------

手動接続試験	TrGW の AAT	JJ-90.10 で規定される試験番号に準ずる	非課金	無し	<p>G.1.9 輻輳制御方式</p> <p>G.1.9.1 非常緊急通話の取り扱い</p> <p>(1) 優先的に扱う通信の識別は、SIP 信号上の P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に優先発ユーザである旨を示す"cpc=priority"を付与することで行う。当社網が直接協定事業者網から発出された P-Asserted-Identity ヘッダの URI に付与された"cpc=priority"に基づき輻輳制御を行う場合は、制御率を当社網内に終始する呼と同等にする。直接協定事業者網も当社網からの呼制御を行う場合は、直接協定事業者網内に終始する呼と同等にする。</p> <p>(2) 当社網と直接協定事業者網間での災害時優先電話の疎通を確保するため、当社網は優先発ユーザ分の回線を別途確保し制御を行うことができる。</p> <p>G.1.9.2 回線留保機能による制御方式</p> <p>(1) 直接協定事業者網は、一部帯域を共有しない方式と帯域を共有する方式を選択可能とし、いずれの方式を選択するかについては別途協議の上、決定することとする。</p> <p>(2) 優先発ユーザ留保回線数及び使用可能回線数については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。</p> <p>技術的条件集別表 G-2</p> <p>SIP 仕様</p> <p>G.2 SIP 仕様</p>
--------	------------	-------------------------	-----	----	--

G.2.1 SIP 仕様に係る TTC 標準

SIP 仕様は「TTC 標準 IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース」に準拠する。ベースドキュメントとして参照する TTC 標準は次のとおりである。なお、具体的なパラメータは、別途協議のうえ決定とする。

- TTC 標準 JJ-90.30 IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース
- TTC 標準 JJ-90.27 着信転送サービス(CDIV)に関する NNI 仕様
- TTC 標準 JJ-90.28 緊急通報呼に関する NNI 仕様

G.2.2 当社網と TTC 標準の対応

当社網との SIP 基本接続条件を表 G.2.2-1 に示す。

また、TTC 標準 JJ90.30 で事業者間協議における適用可否の選択が推奨されると規定している項目への当社網としての規定を表 G.2.2-2 に示す。

表 G.2.2-1 SIP 基本接続条件

大項目	中項目	小項目	備考				
1	SIP	1	IP バージョン	v4			
		2	トランスポートプロトコル	UDP			
		3	ポート番号	5060			
		4	Req-URI の SIP URI フォーマット	1-1	global-number-digits	+81ABCDEXXXXX +81AB0XXXXXXX +81CD177	
					1-2	par	npdi
					1-3	Hostport	ims.mnc020.mcc440.3gppnetwork.org
				1-4	uri-parameter	user=phone	
				2-1	local-number-digits	1XY 00XY～	
					2-2	context	phone-context=+81
				2-3	Hostport	ims.mnc020.mcc440.3gppnetwork.org	
				2-4	uri-parameter	user=phone	
				5	事業者識別子	1 一般	ims.mnc020.mcc440.3gppnetwork.org
				2	RTP	1	IP バージョン

		2	トランスポートプロトコル	UDP
		3	ポート番号	SDP で指定
3	RTCP	1	IP バージョン	v4
		2	トランスポートプロトコル	UDP
		3	ポート番号	SDP で指定

表 G.2.2-2-1 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-1/JJ-90.30 IP バージョン

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	IPv6	[TS 29.165] 9章 [JJ-90.30] 4.1.1節 付表 a.4.2-17/2	適用する	利用条件 (制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等) <IPバージョンに関しては、本標準の4.1.1節に従う。>	
			適用しない		

付表 i.4-3/JJ-90.30 SIP メソッド (1/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	MESSAGEメソッド	[TS 29.165] 表 6.1/9A、 表 6.1/9B [JJ-90.30] 4.3.1節、 付表 a.4.2-1/2	適用する	既存ダイアログ内、外での利用 MESSAGEリクエストの内容	
			適用しない		
2	REFERメソッド	[TS 29.165] 表 6.1/16、 表 6.1/17 [JJ-90.30] 4.3.1節、 付表 a.4.2-1/3	適用する	既存ダイアログ内、外での利用	
			適用しない		
3	NOTIFYメソッド	[TS 29.165] 表 6.1/10、 表 6.1/11 [JJ-90.30] 4.3.1節、 付表 a.4.4-1/1	適用する	利用するイベントパッケージ名	
			適用しない		

表 G.2.2-2-2 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-3/JJ-90.30 SIP メソッド (2/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
4	SUBSCRIBEメソッド	[TS 29.165] 表 6.1/20、 表 6.1/21 [JJ-90.30] 4.3.1節、 付表 a.4.4-1/2	適用する 適用しない	利用するイベントパッケージ名	

付表 i.4-4/JJ-90.30 キャリア ENUM インタフェース

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	キャリアENUMインタフェース	[JJ-90.30] 4.3.2節 [JJ-90.31]	適用する	<ENUMクエリを受け付けるIPアドレスを決定する。 ([JJ-90.31] 項番 1参照) > <NAPTRリソースレコードのORDER/PREFERENCEフィールドの設定値を決定する。 ([JJ-90.31] 項番 3、項番 4参照) >	待ち受けポート番号：53 IPアドレスは別途提示 SB-ENUM応答のTTLは0秒となります
2	NAPTRリソースレコードの取得に失敗した場合の番号取得事業者のIMS網への接続	[JJ-90.30] 4.3.2節	適用する 適用しない	受信を受け付けるhostport部の番号取得事業者のIMS網のドメイン名/IPアドレス	

表 G.2.2-2-3 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-5/JJ-90.30 番号、ネーム、アドレス (1/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	SIP URI	[TS 29.165] 8.1節 [JJ-90.30] 4.3.2節、 付表 a.4.4-7/0	適用する	受信を受け付けるhostport部のドメイン名/IPアドレス	ドメイン名については本資料 5-5-xを参照

付表 i.4-5/JJ-90.30 番号、ネーム、アドレス (2/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
4	サブアドレス ("isub" tel URIパラメータ)	[TS 29.165] 8.1節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-16/1、 付属資料 b	適用する 適用しない	<サブアドレスの利用に関しては、本標準の付属資料 bの規定に従う。>	移動体着信時はサブアドレス情報を破棄する。

表 G.2.2-2-4 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-6/JJ-90.30 着側 IBCF 選択方式

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	着側IMS網におけるSIPドメイン解決のための事業者間DNSインタフェースの提供	[JJ-90.30] 4.3.3節 [JJ-90.32]	適用する	<DNSクエリを受け付けるIPアドレスを決定する。> ([JJ-90.32] 項番 1参照) > <複数A/AAAAレコード受信時のIPアドレス選択方式を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 2参照) > <NAPTRリソースレコード、SRVリソースレコード、A/AAAAレコードのTTL値を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 4、項番 5、項番 7、項番 8) > <最大SRVリソースレコード数を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 6) > <発側IMS網が全DNSサーバから正常な応答が得られない場合の接続条件（呼継続又は呼損）を決定する。>	待ち受けポート番号：53 IPアドレスは別途提示 複数レコード受信時はラウンドロビン選択 NAPTR、SRV、AレコードのTTL値：600秒 最大SRVリソースレコード数：12 緊急呼以外は呼損とする。 緊急呼は設定したIPアドレスを均等分散で選択し直接接続する
			適用しない	<SIPを受け付けるIPアドレスを決定する。> <SIPを受け付けるIPアドレスが複数存在する場合のIPアドレス選択方式を決定する。>	

表 G.2.2-2-5 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-7/JJ-90.30 SIP オプションタグ(1/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	SIPセッションタイム(timer)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/45 [JJ-90.30] 4.3.4.8節 付表 a.4.2-4/1	適用する	利用条件（更新間隔の制限、SIPセッションタイムを全セッションに適用するか否か） <本標準の4.3.4.8節に従い、更新間隔の値について、各事業者で180秒～300秒の間で決定し、IMS事業者間で取り交わす。> <SIPセッションタイムは全セッションに適用する。>	
2	暫定レスポンスの信頼性(100rel)	[JJ-90.30] 4.3.4.2節	適用する	利用条件（100relを全セッションに適用するか否か）	
3	リソース管理のネゴシエーション(precondition)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/20 [JJ-90.30] 4.3.4.3節 付表 a.4.2-3/1	適用する 適用しない	<本標準の4.3.4.3節に従い、プリコンディションを利用するIMS網と利用しないIMS網間のII-NNIでは「適用しない」を選択する。>	つなぐ機能POEビル接続においては適用しない。

付表 i.4-7/JJ-90.30 SIP オプションタグ (2/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
4	SIPダイアログの置換 (replaces)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/47 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-5/1	適用する		
			適用しない		
5	端末能力の伝達 (pref)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/49 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-7/1	適用する		
			適用しない		

表 G.2.2-2-6 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-10/JJ-90.30 SDP 行

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	m=行	[TS 29.165] 6.1.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-20/1	適用する	利用する静的RTPペイロード番号	0(PCMU)を利用する。
2	b=行	[TS 29.165] 6.1.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.5節、 4.3.5.1.3.3節、 付表 a.4.2-20/2	適用する	利用するb=行のタイプ <本標準4.3.5.1.3.3節に規定する条件を 満たす場合はb=行を省略可能>	b=ASは利用せず、常に G.711μ-lawみなし帯域 を設定
3	b=RR/b=RSを用いたRTCP帯域指定	[JJ-90.30] 4.3.5.1.1.5節、 4.3.5.1.3.3節	適用する 適用しない		b=RR及びb=RSは使用 せず、常に5%の帯域を 設定
4	a=行	[TS 29.165] 6.1.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.6節、 4.3.5.1.3.4節、 付表 a.4.2-20/3	適用する	利用する属性値 "rtpmap"属性に関しては、利用する "encoding names"	"PCMU"を利用する。

表 G.2.2-2-7 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-11/JJ-90.30 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック (1/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	音声メディア (m=audio)	[TS 29.165] 7.1節 [JJ-90.30] 4.3 5.1.3.1節、 4.3 5.1.4.1節、 付表 a.4.2-14/1	適用する	利用する音声コーデック名 (注 1、注 2) <音声コーデックに関する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.1節を参照すること。>	G.711μ-lawを利用する。
2	映像メディア (m=video)	[TS 29.165] 7.1節 [JJ-90.30] 4.3 5.1.3.1節、 4.3 5.1.4.2節、 付表 a.4.2-14/2	適用する 適用しない	利用する映像コーデック名 (注 1、注 2) <映像コーデックに関する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.2節を参照すること。>	
3	他のメディア	[TS 29.165] 7.1節 [JJ-90.30] 4.3 5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/3	適用する 適用しない	利用するメディアタイプ (SDPのm=行) (application, image, message等)	

注 1) 事業者間協議で決定した適用するコーデックリストに含まれるコーデックは、接続事業者によりII-NNI上でサポートすることが保証される。
注 2) 事業者間協議でII-NNIで適用すると決定したコーデックリストにないコーデックをオファーすることを許容するか否かについても、必要に応じて事業者間協議で決定する。

表 G.2.2-2-8 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-11/JJ-90.30 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック(2/2)

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
4	RTP/AVPF	[TS 29.165] 7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/4	適用する 適用しない	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP のm=行)	
5	TCP	[TS 29.165] 6.1.2.1節、7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/5	適用する 適用しない	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP のm=行)	
6	他のユーザプレーンプロトコル	[TS 29.165] 7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 表 a.4.2-14/6	適用する 適用しない	利用するプロトコル (udptl, TCP/MSRP 等) とそのプロトコルを記述するメディアタイプ (SDPのm=行)	

注 1) 事業者間協議で決定した適用するコーデックリストに含まれるコーデックは、接続事業者によりII-NNI上でサポートすることが保証される。
注 2) 事業者間協議でII-NNIで適用すると決定したコーデックリストにないコーデックをオファーすることを許容するか否かについても、必要に応じて事業者間協議で決定する。

付表 i.4-12/JJ-90.30 メディア変更

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	確立済み音声メディア (m=audio) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1節	適用する 適用しない	音声コーデックの変更パターン	
2	確立済み映像メディア (m=video) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1節	適用する 適用しない	映像コーデックの変更パターン	

表 G.2.2-2-9 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-13/JJ-90.30 SIP メッセージボディ

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	MIMEタイプ	[TS 29.165] 6.1.4節 [JJ-90.30] 4.3.5 2節、 付表 a.4.2-11/1	適用する	SDP (application/sdp) 以外の利用する MIMEタイプ	利用するMIMEタイプ： application/sdp

付表 i.4-15/JJ-90.30 付加サービス

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
3	呼出し保留 (HOLD)	[TS 29.165] 12.8節 [JJ-90 30] 付表 a.4.2-18/7	適用する 適用しない		HOLDサービスは提供するがII-NNI上に方向属性変更を伴う信号は送出しない。
4	私設網トラヒック (P-Private-Network-Indicationヘッダ)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/80 [JJ-90 30] 付表 a.4.4-6/1	適用する 適用しない	<私設番号を利用した通信に当該ヘッダを適用する場合、[TS-1018]に従う。>	

表 G.2.2-2-10 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-17/JJ-90.30 帯域制御

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	トークンバケットサイズの個別指定	[JJ-90.30] c.2節	適用する 適用しない	指定する場合は、上限値・下限値を定める。	
2	レート係数	[JJ-90.30] c.2節	品質クラス毎に レート係数を 規定する 単一のレート係数 を規定する	レート係数の値を決定する。 レート係数の値を決定する。	適用しない 適用しない
3	コーデックに対応づけたトークンバケット速度	[JJ-90.30] 4.3.5.1 3.3節、 c.3節	適用する 適用しない	適用する場合は、コーデック毎の条件を示す。	

付表 i.4-18/JJ-90.30 最大同時接続数

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	片方向管理での出SIPセッションの同時接続数制御	[JJ-90.30] iii.1節	適用する	利用条件（事業者双方の出SIPセッションの同時接続数、網間における帯域確保方式、一部帯域を共有する方式の場合は二社で共有する帯域）	一部帯域を共有しない方式を適用
			適用しない		

表 G.2.2-2-11 オプション項目選択表

*網掛けされている方が当社網に適用される

付表 i.4-19/JJ-90.30 RTP/RTCP パケット断監視

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	RTP/RTCPパケット断監視	[JJ-90.30] iii.4節	適用する	監視条件を事業者間で取り交わす。 自社から対向事業者へ送信するRTPパケット：断監視なし 対向事業者から自社へ送信するRTPパケット：断監視あり ただしRTP断監視なしのサービスもあります	
			適用しない		

付表 i.4-20/JJ-90.30 障害検知/復旧検知

項番	オプション項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	障害検知時の迂回	[JJ-90.30] iii.5.2節	適用する	障害検知時の迂回条件を決定する。	INVITE再送タイムアウト、503受信で迂回。
			適用しない		
2	SIPLレイヤにおける復旧検知方式	[JJ-90.30] d.1節 iii.5.3節	適用する	SIPLレイヤにおける復旧検知の手段を決定する（下記いずれか一方、もしくは両方を選択）。 - OPTIONSを利用する復旧検知 - Pilot INVITEを利用する復旧検知 <本標準のd.1節に従い、OPTIONSリクエストの送信間隔は10～600秒の間で決定し、IMS事業者間で取り交わす。> <本標準のiii.5.3節に従い、Pilot INVITEの故障タイムは30～900秒の間で決定し、IMS事業者間で取り交わす。>	OPTIONSを利用する復旧検知：INVITE再送タイムアウト時に利用 Pilot INVITEを利用する復旧検知：503受信時に利用
			適用しない		
3	Initial INVITEリクエストに対して503 (Service Unavailable)レスポンス返却後、復旧検知のOPTIONSリクエストを受信した際、当該対地からのInitial INVITEリクエストを受付可能な場合にのみ200 (OK)レスポンスを返却する機能	[JJ-90.30] d.1節	適用する		
			適用しない		

技術的条件集別表 G-3

DNS 仕様

G.3 DNS 仕様

G.3.1 DNS 仕様に係わる標準

DNS 仕様は「TTC 標準 SIPドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース」に準拠する。ベースドキュメントとして参照する TTC 標準は次のとおりである。

- TTC 標準 JJ-90.32 SIPドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース

TTC 標準 JJ90.30 で事業者間協議事項と規定している項目への当社網としての規定は別表 G.2.2-2 に示す。

G.3.2 冗長化

DNSの冗長化構成は、2拠点分散 (Act/Act)とする。

対地域/国際事業者IP接続インタフェース用に公開するIPアドレスは1拠点ごとに1IPアドレスとする。

G.3.3 負荷分散方式

当社のDNS (2拠点) の選択方式について、直接事業者側での負荷分散を考慮したアクセスが期待する動作となる。

当社網から直接協定事業者へのDNSアクセスについて、複数の送信先IPアドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

技術的条件集別表 G-4

ENUM 仕様

G.4 ENUM 仕様

G.4.1 ENUM 仕様に係わる標準

ENUM 仕様は「TTC 標準 キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース」に準拠する。ベースドキュメントとして参照する TTC 標準は次のとおりである。

- TTC 標準 JJ-90.31 キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース

TTC 標準 JJ90.30 で事業者間協議事項と規定している項目への当社網としての規定は別表 G.2.2-2 に示す

G.4.2 冗長化

ENUMの冗長化構成は、2拠点分散(Act/Act)とする。

対地域/国際事業者IP接続インタフェース用に公開するIPアドレスは1拠点ごとに1IPアドレスとする。

G.4.3 ENUM選択方式

当社のENUM(2拠点)の選択方式について、直接事業者側での負荷分散を考慮したアクセスが期待する動作となる。

当社網から直接協定事業者へのENUMアクセスについて、複数の送信先IPアドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

G.4.4 PSTN 接続

PSTN 接続を示すドメイン返答がされた場合は、当該呼は対地域/国際事業者接続用インタフェース仕様に従う。